

# 昭天瑞民商だより

昭和天白瑞穂民主商工会

名古屋市瑞穂区大喜新町2-4

TEL:052-889-6611

FAX:052-889-6610

## インボイス・あस्ता、業者に不利益を与える制度にNOを!

9月29日(水)に八島支部の役員さんのお宅で「あस्ता」と「インボイス」について学習会を行いました。あस्ताは今、飲食店でまるで義務かのように登録・申請が広がっています。この間、県では9月30日をもって解除された緊急事態宣言を9月27日に県内独自で10月の17日まで続け、且つ営業時間をあस्ता登録者は21時まで営業できるが、登録がない店は20時までの営業とすると発表しました。10月からは通常営業に戻れると考えていた多くの業者をどん底に突き落とす横暴な発表です。営業時間を人質に取られやむなく登録・申請をしようとすれば、今度は立ち会い確認する業者の数が不足、結局なし崩し的に申請さえすれば21時まで営業してもいいが、後日調査すると発表。また、ステッカーが盗難に遭うなど、大きな混乱を招いただけとなっており、なかば形骸化されているのが現状です。

インボイスは前回の民商だよりでもお伝えしましたが、免税業者だけでなく、課税業者であっても関係してくる制度です。学習会に参加した飲食業を営んでいる会員さんは「お客さんで領収書をもらう人はウチはあんまりいないから関係ないかな?」と話していましたが、おしぼり・マットなどの業者や酒屋などの仕入業者からインボイスをもらえない又は免税業者でインボイスを発行できない場合などは取引から除外される恐れがあり、必ずしも関係が無い業者というのは少ないと言わざるを得ません。まずは、自分のお店や会社の取引状況、領収書の有無等について考えることが必要だと思います。制度開始まではまだ時間があります。インボイス制度の延期・廃止を掲げみんなで声を掛け合って署名を集めましょう



## 応援金第2弾

4月～6月を対象にして支給された応援金の第2弾が10月下旬から申請の受付が開始される予定です。

今回は7月、8月、9月の3ヶ月が対象になります。前回は3ヶ月間の合計金額の比較でしたが、今回はひと月ごとの比較になります。例えば、7月が前年若しくは前々年と比べて30%減、8月はほぼ売上は変わらない、9月が40%減少の場合、7月と9月の2ヶ月間を対象となり、申請できます。上限金額はひと月あたり個人事業主は7万5千円、法人は15万となっており、対象業種は要件に該当すれば、ほぼ全ての業種となります。

月次支援金との併用については、7月と9月は月次支援金を申請した方が8月が前々年比30%以上減なら、8月を対象として応援金の申請ができます。ただし、協力金とは併用不可です。自分対象じゃないと考えている業者の方が多いかと思いますが、要件さえ満たせば申請が可能となります。まずは今年の7月～9月までの各月の売上を計算してみてください。その上で、比較をしたら申請できるかも? 知れませんが、分からないことは近くの民商役員若しくは民商事務所に連絡してください! また、お知り合い等で困っている方がみえましたらご紹介下さい。